



光現時若ハ後來朝鮮政府何等ノ權利特典及ヒ憲政恩遇ニ關シテ他國官民ニ施及スルモノアリヤ日本國官民モ亦猶豫ナク一體均等スルヲ得

○日本商人モ往テ貿易スルヲ得ベシ。此等ノ開市場ニ限リ輸出税共ニ五分ノ輕稅ヲランカ日本商人モ亦此稅率ヲ適用スルヲ得ベシ。米國商人コソテ來ル十一月二日以後無稅輸出ヲ爲ス者アラシカ日本商人モ亦一觀ノ稅ヲ納ムルコトヲ要セザルベシ。果シテ斯ノ如クナルハ我日本商人ハ先ツ此貿易規則并ニ稅則ヲ熟讀シ後更ニ又他ノ條約國民ノ權利特典ヲ察シ我規則稅則ト符合セザルモノアラシニハ便令規則稅則ノ文字ハ何様ナランコモ我亦直チニ他ノ權利特典ヲ享有スルノ權アルモノト知ルベキナリ日本商人タル者決シテ要スルヲ要セザルベシ (未完)

雜報

○檢閱式天覽 聖上ハ前號お記し奉りたる如く昨日近衛諸隊の檢閱式を天覽在せ給ふ爲り午前九時三十分赤坂飯倉居を御出門遊をされ御陪乘おの杉宮内大輔供奉は川村參議堤宮内大書記官丸岡式部頼顯山口侍從池田侍醫等にて有栖川左府宮伏見宮北白川宮は御列外ありし倍九時五十分日比谷練兵場へ御

○有栖川威仁親王 同殿下は昨日午前八時新橋發の電車にて横濱へ歸られ東海鐵道守房の小倉船着し同港碇泊の英國艦隊旗艦ヲブリス號を訪問の上午前十一時横濱發の電車にて歸京せられたり

○內務見 在芝罘領事館領事代理心得東外務省准委任御用掛、在香港領事館領事代理心得町田外務省准委任御用掛ハ近々赴任するハ付廿二日午前第十時内務見及 廣所參拜と仰付けられ宮中於て酒饌を賜はりたり

○助官の一書 萬國裁判平和協會は佛國人民に向テ助官の一書を送り佛國は是非とも仲裁を願て清佛兩國の紛糾を決定せざる可からざる旨を申出し其仲裁

○出京 國館始審裁判所長判事馬屋原二郎君ハ去る二十一日上京したり

○巡回 浦大藏權大書記官は去る十八日長野縣廳へ若し翌十九日新潟縣下高田へ向け同地を出發したり

○兩縣令 富岡熊本縣令ハ四日市より山田島取縣令ハ神戶より何れも一昨日横濱入港の漁船にて上京せりと

○歸京 鷲尾元老院議員は養病のため先願濟の上静岡縣下へ赴居りしが去る十九日又横濱川宮御附藤井内閣少書記官は同宮に御用を付先般千葉、茨城の兩縣へ出張したるの去る廿日歸京しり

○判事 一昨二十二日判事松岡康孝君は大審院詰と同安原吉政君は靜岡始審裁判所長と岡三澤元衛君は仙臺始審裁判所長を同藤井光君ハ鳥取始審裁判所長を兼せられたり

○歸任 大坂始審裁判所長今井判事は過日來出京中ありしが御用済みて去る二十一日歸任しり

○出京 陸軍省總務課市石原氏ハ丸龜營房軍法會議へ出張を命ぜられたり

○朝鮮使節 前號の紙上お掲げたる遺米朝鮮全權大臣閔泳聖氏ハ米國大統領アーサー氏と初對面をせしむるに去る九月十八日紐約府のフヒッス、アヴェニュー、ホテルに於ての事なりしと

○田中耕造氏 同氏ハ過般來肺病お罹り本籍なる大醫院に入り治療中の處此程は頗る重況容体なりと右お付同氏は牛込區府會議員の職を辭したるよし

○河野愛澤兩氏 河野廣中、愛澤幸望の兩氏は官吏侮辱の件お付東京縣裁判所にて豫審調中、鍛冶橋監獄内お拘留とあり居りしが都合より一昨日石川島監獄お送附されたり

○御用材献納 大阪府下大和國吉野郡川上莊大滝村平民土倉莊三郎氏より吉野杉四本皇居御造營御用材の内へ献納出願せしに付去る廿日閣下けられたり

○賞勳 賞勳局お於て左の賞勳贈與ありり

○明治十五年九月六日 澳地利國皇帝陛下ノ宮内省兼外務省コンチヒスト カフーフ、アルベルト、フォンアママイ 敘勳五等勳章與雙光旭日章

○增額出願 日下海軍擴張の原是迄の如何分不足あるに付河村海軍卿より豫算願おあり又横濱造船所より本省へ願おあり

○觀古美術會 同會委員の人々ハ去るレ神宮内へ集會し該會開設の相談を爲し本日より同廿一日迄開設する事に決したり

○軍馬廻送 來十一月六七八の三日間にて大藏馬會を催はすに付陸軍軍馬局より金五百圓を添へ長馬十頭を同所へ送附たり

○佐古招魂勸祭 兼て仰出されたる過去長崎佐古招魂勸祭ありしを今其形況のなを去る十四日清祓の式を執行し當日事掛福島海軍大尉が祝部等を率ひて式場魂社へ赴居り神座を設け同四時祭主谷陸軍長崎縣令の福島祭事掛の嚮導にて祝場のす引續けて合葬委員田中海軍中佐、同岩軍吏、同伊藤海軍省御用掛次若席を次

○陸軍省告示 官報を以て夫々へ通達するは實際